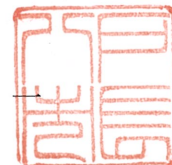


八戸市地域公共交通会議  
会長 武 山 泰 様

八戸市交通部  
八戸市長 熊 谷 雄



定額運賃路線の障害者割引適用について（申出）

このことについて、八戸市地域公共交通会議設置要綱第 2 条の規定により、  
下記のとおり申し出いたします。

記

1. 氏名または名称および住所  
〒031-0813 青森県八戸市大字新井田字小久保頭 4-1  
八戸市交通部 八戸市長 熊谷 雄一
2. 設定しようとする運賃を適用する路線
  - (1) 旭ヶ丘線（市内循環線）
  - (2) 種 差 線（種差海岸遊覧バス）
  - (3) 鮫 線（日曜朝市循環バス）
3. 設定しようとする運賃の種類、額及び適用方法（協議案件）
  - (1) 運賃の種類及び額
    - ①旭ヶ丘線（市内循環線）

種 類	普通旅客運賃		
額	1 乗車	大人 170 円	小人 90 円
	障害者割引	大人 90 円	小人 50 円
    - ②種 差 線（種差海岸遊覧バス）

種 類	普通旅客運賃		
額	1 乗車	大人 100 円	小人 50 円
	障害者割引	大人 50 円	小人 30 円
    - ③鮫 線（日曜朝市循環バス）

種 類	普通旅客運賃		
額	1 乗車	大人 100 円	小人 50 円
	障害者割引	大人 50 円	小人 30 円

## (2) 適用方法

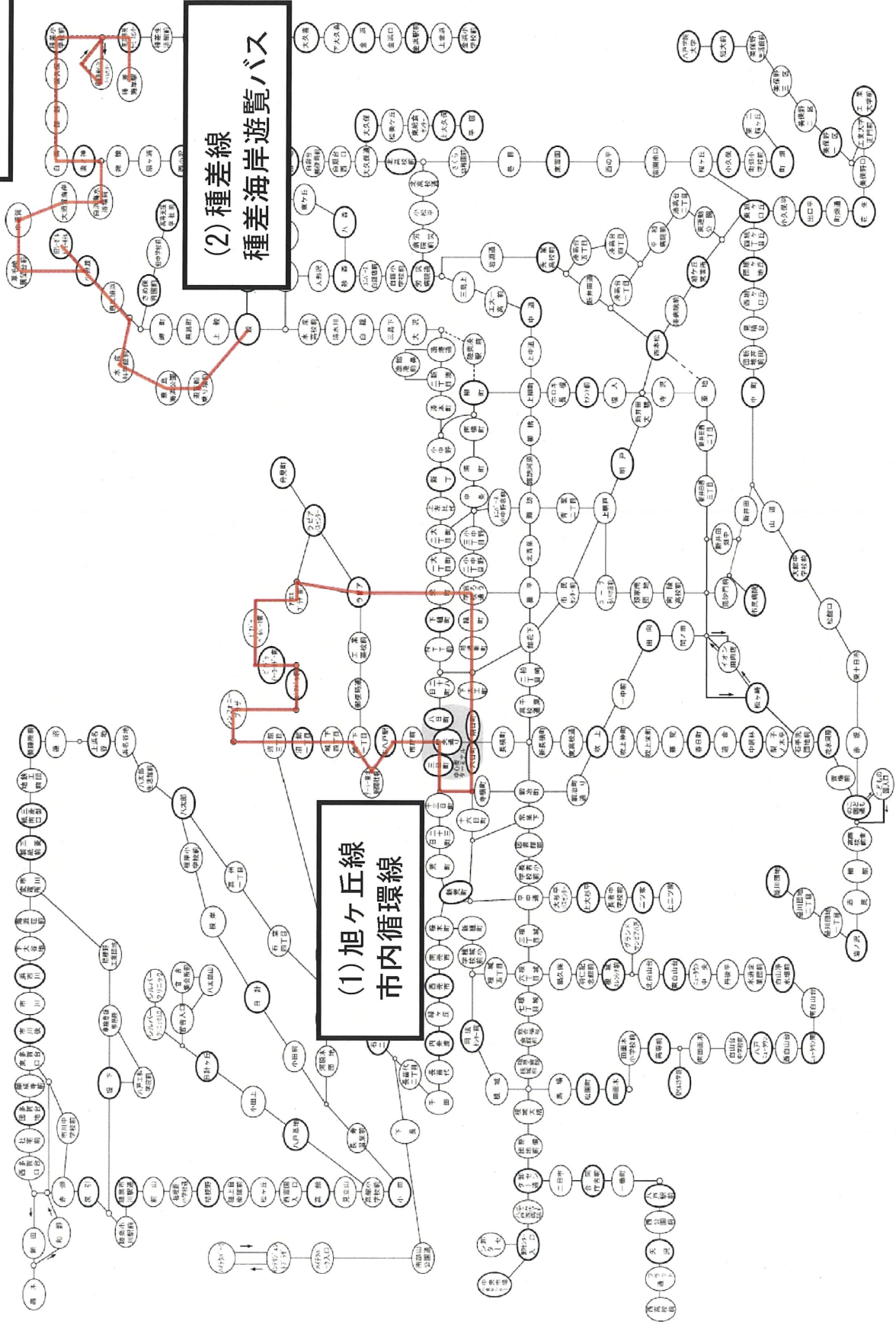
- ① 障害者割引の対象者は次の者とする。
- ・身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人
  - ・療育手帳制度要綱（昭和 48 年厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者及びその介護人
  - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人
  - ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条の 4 又は第 41 条から第 44 条までに規定する施設で保護、養護、治療又は指導を受けている者及びその付添人
- ② 割引を受ける際には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は同条第 1 項第 4 号に規定する施設で保護、養護、治療若しくは指導を受けている旨の証明書を乗務員に提示すること。

## 4. 実施予定日

令和 5 年 1 月 1 日

## 5. 添付書類

- ・運行経路図 別紙 1
- ・運行系統一覧表 別紙 2





# 運行系統一覽表

別紙2

路線・系統名	区	運行記号	運行系統		キロ程 (km)	運行回数		
			起点	終点		平日 回数	土曜日 回数	日祝日 回数
旭ヶ丘	R 15 01	市内循環(右)	中心街(六)	中心街(三)・本八戸駅・シンフォニープラザ・ピアドクワイターヨーガドー前・ラピア	7.5	16	16	16
	E 05 01	鮫種	鮫	蕪島海浜公園・水産科学館前・旧シーガルビル・ホテル・種差海岸イオンセンター・種差海岸イオンセンター・旧シーガルビル・ホテル・水産科学館前・蕪島海浜公園	10.0	0	4	4
鮫	0 14 01	往	街港	中心街(三)・中心街(八)・小中野・柳町	10.0	0	4	4
		復	港街	陸奥湊駅前・柳町・小中野・中心街(朔)・中心街(六)・十六日町	4.6	0	0	4
鮫	03	往	港街終	陸奥湊駅前・柳町・小中野・中心街(朔)・中心街(六)・十六日町・十三日町・中心街(三)	5.2	0	0	2
		復	港街終	陸奥湊駅前・柳町・小中野・中心街(朔)・中心街(六)・十六日町・十三日町・中心街(三)	5.4	0	0	2